事　務　連　絡
令和２年５月 12 日

各私立専修学校設置者
（専門課程を置く専修学校に限る）
各私立専修学校長
（専門課程を置く専修学校に限る）
様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

機関要件の確認に係る申請書の提出に当たっての留意事項等について

大学等における修学の支援に関する法律に基づく令和２年度の機関要件の確認申請書の提出については、令和２年４月 24 日付け学第 87 号でお知らせしているところですが、下記の事項について、補足して御連絡しますので、御留意願います。

また、高等教育の修学支援新制度では、同法に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校を対象機関とすることとなっておりますので、同法に基づく確認を受けていない非対象機関である場合においては、入学希望者等に誤解を招かないよう適切な情報発信、募集活動等の徹底をお願いいたします。

記

１　確認申請書及び添付書類の作成

・　複数の学校を設置する設置者にあっては、学校ごとに申請書及び添付書類を作成すべきことに留意願います。
・　「機関要件の確認用チェックリスト」（指針 P. 75 参照）に基づき、申請書及び添付書類の内容を十分精査願います。

２　申請書の提出期限について

確認申請書の提出期限は、６月 30 日（火）とされておりますが、申請の意向のある学校について、新型コロナウイルス感染症の影響により、申請書の提出が困難な場合は、６月 19 日（金）までに御相談願います。

３　機関要件に係る 2019 年度特例への対応について

「実務経験のある教員等による授業科目の配置」及び「学校関係者評価の実施・結果の公表」などの要件の中で、令和元年度に限り設けられていた特例については、令和２年度における確認申請書の提出に際して、原則どおりの機関要件を満たすことが求められますので、未だ特例への対応が執られていない学校においては、速やかに御対応をお願いいたします。

特に「学校関係者評価の実施・結果の公表」については、昨今の新型コロナウイルス感染症

による影響を踏まえ、メールや書面、テレビ会議システム等を活用した会議の開催等、柔軟に御対応いただき、期限までの御対応をお願いいたします。

4　確認事務の流れ

提出された確認申請書及び添付書類に不備があった場合は、設置者に問合わせの上、期限を付して補正を求める場合があります。(指針 P.5 参照)

5　事前相談について

相談を希望される機関を対象に、新規確認申請について以下のとおり事前相談の対応をいたします。なお、正式な申請に先立って内容面を確認するものであり、正式な申請ではないので御留意ください。(更新確認申請は相談対象外です。)

・　指針全体を熟読の上、確認申請書（案）及び添付書類を作成（日付は未記入で結構です。）され、電子メールにて送付願います。(なお、データ容量が大きい場合は添付書類については郵送願います。)

　なお、メール件名は「○○○○法人（学校）機関要件確認申請（事前相談)」としてください。

・　６月 16 日（火）までを事前相談期間としますのでこれまでに送付願います。

・　内容を確認した後、メール又は電話にて御連絡します。

6　確認の取り消しについて（指針 P.89 参照)

確認大学等の設置者は、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったときは遅滞なく、その旨を機関要件確認者に届け出なければならないこととなっております。

更新確認申請を予定する対象機関において、要件を満たさなくなる恐れがある場合（省令で定める基準（大学の経営基盤関係）に適合しないこととなる見込みがある場合を含む。）には、事前の状況把握のため、随時その状況について御連絡願います。

【担当】
学事企画担当　小原、菊地
TEL：019-629-5045
FAX：019-629-5049
E-mail:AH0007@pref.iwate.jp